

Title	人口政策の概念を規定する
Sub Title	The meaning of population policy
Author	寺尾, 琢磨
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.11 (1955. 11) ,p.833(1)- 846(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19551101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

勝呂弘著 改訂新版『海上保険』……………	園	乾	治(四)
ロビンソン—ギルマン—ドゥニの労働價值説に關する討論……………	遊	部	久藏(四)
宮下忠雄著『中日貿易の研究』……………	白	石	孝(五)
高橋長太郎著『所得分布の變動様式』……………	鈴	木	諒一(五)
Studies in Income and Wealth, Vol. 15, National Bureau of Economic Research. ……	鈴	木	諒一(六)
ハリス編『社會科學者シムペーター』……………	山	部	徳雄(四)

人口政策の概念を規定する

寺尾 琢 磨

敗戦によつて急激に増大した人口壓力に對處するため、終戦直後から多くの人口對策委員會や審議會が設けられた。それらの性格は必ずしも同じではないが、いずれも政府に對して強力な人口政策を要望する點では軌を一にしている。そしてこれら委員會や審議會は各々その際政策として實施さるべき項目の具體的内容を提案した。しかしそれらを見るに、いずれも極めて多種多様な項目の謂わば平面的な羅列に止まり、人口政策なるものの中心も限界も定かでない。中心と限界が確定されない限り、強力な政策が構想され實施される見込みのないことは勿論で、この意味でもわれわれはそもそも人口政策とは何かという概念規定の問題を改めてとり上げる必要があるのである。更に人口問題研究會、人口對策委員會及び厚生省人口問題審議會は政府に對し、家族計畫を人口政策の一環として推進すべきことを要望した。たまたま十月下旬を期して東京に國際家族計畫會議が開催される運びとなり、關係者は今やその準備に忙殺されている。この會議では家族計畫と人口政策との關係も論議される豫定で、また政府もこれを機會に家族計畫思想の普及に一段の努力を傾ける方針と聞く。私はこの會議の成果に多大の期待を懸ける一人であるが、家族計畫が人口政策とどういう形で結びつくか、また結びつかねばならぬかという基本的課題も、そもそも人口政策とは何かという出發點が確定されない限り、はつきりした結論は生れないであらう。

このためにも人口政策の概念を明確ならしめる必要に迫られたのである。私は曾て本誌に「家族計畫とその人口政策的意義」と題する一文を寄せ、家族計畫の在り方についての私見の一端を述べたことがある(三田學會雜誌四七卷八號)。しかしその際私の論じた要點は、現行法規が少くとも法の表面では母體保護一本槍で貫かれているため、本来の意味の家族計畫の普及が妨げられていること、従つて法文そのものの改正が必要であること、更に近年急激に増大した人工妊娠中絶と斷種は、家族計畫の手段としては勿論異論があるが、人口政策的にはその急激な是正は再考の餘地がある、ということなどであつて、人口政策の概念規定には殆ど觸れないでしまつた。この意味で本稿は前稿の續稿というよりはむしろ前文とも見られる性質のものである。

人口政策の意味が不明瞭のまま放置されているのは、日本に限られたことではない。人口に関する無数の外國書も、私の知る限りでは、この點に關して充分論議をつくして思われぬ。例證のため次に二つの近作を擧げて見よう。

フランスの Institut national d'études démographiques の機關紙 "Population" Jan-March, 1949. に掲げられた ジャック・ドゥブレイ氏の「人口との關係における法律」(Jacques Doublet-Des lois dans leurs rapports avec la population.) は人口政策に關する諸法律を次の三つに分類した。

(一) 全部または一部、人口によつて決定される法律。これらは人口の動向または特徴から發生した諸問題に對抗するため、またはそれらに應ずるため制定された法規を含む。これら人口的原因是は、(一)人口の老齡化、(二)種族構成、(三)住民數、(四)年齢及び體性構成及び勞働力の大き、(五)地理的分布である。これら原因は老人保護、外國人及び他の少數群の權利と特權、政治組織、租稅制度または内地植民に關する法規に影響を與えるであらう。

(二) 人口に間接的影響を與える諸法律。これらは(一)結婚及び家族に關する法律、(二)經濟的社會的組織に關する法律を含む。家族を創設する制度として結婚は人口動向に著しい關係がある。結婚の年齢、條件または選擇性に影響をもつ一切の法規は、家族の數、大さ及び特徴に或る影響を及ぼすであらう。同様にして、家族の創設と安定性を助長または妨害する法律は出産と育児を或いは促進し或いは抑止すると思われる。これらの法律とは例えば、法律上の結婚最低年齢、私生子の權利、結婚前の健康診斷、家族に對する經濟的扶助、父の子女養育義務、離婚の許可、家族に對する充分な住宅の供與、結婚獎勵金または貸付金、農地の世襲制等を支配する諸法律である。經濟的社會的組織の内部には或る場合には意識的に、或る場合には無意識的に、人口狀態と關連せしめられた無数の法規がある。例えば(一)完全雇用を目的とする法律で、これらは出生率に對して促進的効果がある。(二)交易、商業權等に關する法律で、これらは疑いもなく勞働力の職業構成を左右する。(三)農業保護の法律。それは大なる農業人口を保護する効果がある。(四)新しいセトルメントや新都市の開設または新領域の開發に關する法規で、それらは内地植民に影響を與えよう。(五)婦人の權利と地位、兒童保護、小兒勞働、義務教育等に關する法律、等々。

(三) 人口に直接的影響を與える法律。それは(一)死亡率の引下げや公衆衛生の保護を目的とする法律、(二)出生率の調節に關する法律を含む。前者は衛生、豫防醫學、傳染病豫防等の手段の大なる部分を包含する。人口に及ぼすそれらの直接的作用は、壽命の延長と、それに伴う人口の増加及び人口構成及び素質の變化に現われる。斷種に關する法律もまたこの群に含まれる。出生調節に關する法律とは主として受胎調節及び墮胎に關するものである。更に、結婚を強制する法律、父親を兵役義務から免除する規定、または多子家族の父親に就職上の特權を與える規定等もまたこれに含まれる」と。

これが氏の所説の要旨だが、人口政策とは何かの疑問に對しては何らの答えとなつていないこと明かである。それは人口と關連した法律の分類に止まる。政策が必ず法律の形をとらねばならぬ理由はないから、右の分類に基いて人口政策を規定することは不可能であらう。ただここに羅列された多種多様の項目を見ても、人口政策なるものが極めて錯雜した内容のも

のと考えられ易いであろうことは容易に想像できよう。これらを總べて人口政策と見てよいのか、そうでないとすればどの項目がそれに該当するのか、またこれ以外にはないのか。

次に昨年國際人口學會から刊行されたホープ・エルドリッチ女史の「人口政策、その最近の發展の概要」(Population Policies: A Survey of Recent Developments, 1964.)を見よう。女史はその第一章「人口政策の意味」においてこの問題をとり上げ、その概念規定を試みたが、不幸にしてはつきりした結論を打出していない。女史は、理論的に正しい定義は國際的分析に對して餘りに狭いから、むしろ廣義に解すべきだといふのであつて、先ず廣義の定義を擧げている。曰く「最廣義においては、人口動向に影響を與える國法の全部分は正しく人口政策の要素と認めらるべきである (All those aspects of national law that affect demographic trends are correctly to be regarded as elements of population policy.)」。社會的經濟的變化と人口動向との相互關係がはつきりするにつれて、意識的に何ら人口と關連せしめられていない多くの政策が、人口政策と稱せられる立法に含まれるよりよい、深い人口的结果乃至意義をもっていることが益々はつきり判つてきた。この意味で、一國の人口政策を特徴づけるものは、人口構造に及ぼす國家政策の一切の要素の全衝力 (total impact) である。」と。女史は結局はこの定義を最も實際的と見るのであるが、私はかような擴張は、人口政策の重要さを強調するには役立つとしても、結果においては人口政策の意義を減殺する、否かか政策の存在そのものを否定することにさえなると思う。既に女史の指摘する通り、社會的經濟的變化と人口動向との相互關係は極めて緊密で且つ甚だ錯綜している。ところが政策の中に、何らの社會的經濟的影響を與えないようなものは、一つとしてある筈がない。けだしかような影響を與えることが政策なるものの目的であるから。して見れば、人口動向に何らの影響を與えないような政策も亦全くあり得ない筈である。例えば義務教育の延長という一つの政策をとつて見よう。それは教育の普及または民主化のための文教政策の一環であるが、教育の向上が一般に出生率を低下せしめる傾きのあることは周知の事實で、また衛生思想の普及は著しく教育の向上に依存

するから、結局は死亡率低下の原因ともなる。また義務教育の延長は兩親の經濟的負擔を増大せしめるから、産兒調節の普及の原因ともなる。衣食住に關する政策に至つては、一層直接に人口動向に影響するであろう。これらを總べて人口政策と呼ぶならば、種々の名稱をもつて呼ばれる他の諸政策は、いずれも人口政策に吸収され、それらの名稱は不必要になる。そして凡ゆる政策が人口政策なら、人口政策という特定の政策はないことになる。いうまでもなく人口政策は他の諸政策があればこそ名稱もあり内容もあるのであつて、いかに重要だといつて、無制限にその領域を押しひろめるのは、謂わば最員の引倒しである。この種の誤解は、結局は政策をその結果から判斷して、その目的を見逃していることから起るのである。社會事象の相互の緊密な關係を考えれば、一つの政策が社會生活の殆ど全域に何らかの波動を與えることは當然で、従つてもし結果から遡つて政策の性格を規定しようとすれば、總べての政策は人口政策だといえらると同様に、總べての政策は經濟政策だともいえるし、文教政策だともいえよう。或いは外交政策、保健政策等々の名稱で一括することも不可能ではない。しかし政策とはもと政府の合理的行爲であるから、個人のもつと一定の目的をもつと同様に、政策も必ず一定の目的をもたねばならぬ。特定の國家目的を達成するために政府の取る措置が政策なのであつて、目的を離れて政策を分類しようとするのは亂暴な話である。上記の義務教育の延長が文教政策の一部で、經濟政策でもなければ人口政策でもないのは、直接の目的の性質によるのである。

この意味で、女史の謂わゆる廣義の定義は承認し難いが、女史は別に狹義のそれを擧げている。それは目的と關連せしめられた定義であつて、廣義のそれとはこの點で格段の相違がある。しかし問題は、その場合の目的の規定である。

「女史は言う、「もう一つの意味では、人口の大きさ、構造、分布または特徴に影響を與えるように作られた法律だけが人口政策と認められて然るべきである。もし政策という言葉に厳格に解して、政府が採用し押進める一定のコースと解釋すれば、右は恐らく正しい定義であろう」と。ところが女史はこの謂わゆる正しい定義も、次の理由で必ずしも適當でないと思

るのである。すなわち曰く、「しかし國際的分析の目的に對しては、それは餘りに狹隘な定義である。この定義を援用すれば、法律の多くの型を均等に含ませることが不可能となる。ただし類似の法律が或る國では人口政策となり、他の國ではならなくなるから。更にこの定義をもつてすれば、或る國々は事實は人口動向に重要な關係ある法律や制度をもちながら、人口政策なるものを全くもたないということにもなる」と。私は女史の謂ゆる正しい定義そのものが實は正しくなく、従つて後半の附言もまた無意味と考へざるを得ない。私の考へは略々次の如くである。

既に述べた通り、政策の性格はその目的によつて規定される。ところが上記の女史の定義では、人口政策の目的は「人口の大きさ、構造、分布または特徴に影響を與えること」とされている。私はこの敘述は甚だ不完全で、しかもその附言と結びつけて解釋すれば、そこには大きな誤解が横わつていふと思ふ。人口政策が人口の大きさ、構造等に影響を與えることを目的とした措置であることは正しいが、何故かような目的が必要かというより、基本的な問題に觸れていない。一般に目的と稱せられるものは、見方のいかんでは實は手段に過ぎないのである。學校は學ぶためのものであることは間違いないが、そこには更に、何のために學ぶのかという問題が残つていふ。學問そのもののため、就職のため、見榮のため等々。後者をはつきりさせれば前者は目的というより手段である。人口政策とは人口動向を動かすためのものという場合、われわれは同じ問題にぶつかるといふ。國家が理由なく人口を動かす筈はない。問題は、動かそうとさえずれば、總べて人口政策といえるかどうかである。もしそれが一定の條件の下でだけいえるとなれば、その條件を明かにしない限り定義とはならない。では人口政策に關して何らかの條件があるか、あるとなれば如何なるものであるか。

結論を先に言えば、人口政策とは單に人口を動かすための措置ではなく、人口問題を解決するために人口を動かそうとする措置なのである。およそ政府が政策と稱せられる或る種の行動をとるに當つては、必ずそこに積極的には國家的利益の保護増進、消極的には國家的不利益の克服乃至緩和という動機がなければならぬ。そして總べてが満足すべき状態に在る限

りは、敢えて特定の措置に出る理由はないから、何らかの措置に出ること自体、對象が不満足な状態に在ると判断された證據である。われわれは一般にかような認識を「問題」という。そして對象の性質によつて、政治問題、經濟問題、等々の名稱が與えられるのである。して見れば、政策とは國家的問題に對處するための政府の措置、特定の政策は特定の國家的問題に對處するための政府の特定の措置といえよう。經濟政策とは經濟問題を、外交政策とは外交問題を解決することを目的としたもので、他の諸々の政策についても同じことがいえる。これが承認されれば、人口政策が人口問題の解決を目的としていることは明かである。エルドリッチ女史は、人口政策をもたない國があるというのは不都合だと論じたが、人口問題がなければかような政策のあり得ないことは當然で、不都合でも何でもない。

そこで、いかに人口動向に直接影響のある措置も、それが人口問題と無關係に構想された限りは、人口政策ではない。例え既に述べた通り、死亡率引下げのための措置は人口問題とは全く無關係な普遍的要請であるから、人口政策の範疇ではない。これを人口政策と考へれば、終戦以來のわが國が、異常な人口壓力の下でなお目覺しい死亡率引下げに成功した事實は、人口政策の矛盾と断定されても止むを得ないであろう。しかしかような措置が、人口状態の如何に拘らず、また人口問題の有無に拘らず、凡ゆる國凡ゆる時代の國家の普遍的課題であることを認識すれば、それが人口政策でないこと、従つて過剰人口國においても何ら矛盾しないことが判るのである。移住、斷種、家族手當等々の制度が人口政策であるかどうかも、この見地に立てば容易に答へうるであろう。すなわちこれらは、結果においては何れも人口動向に影響を與へざるを得ないが、人口政策となるかどうかは、その目的からのみ判断されるのである。例へば、斷種は、單に惡質遺傳防遏のみを目的とすれば人口政策ではなく、これに反してわが國におけるように部分的には遺傳の問題とは無關係に、いわば過剰人口對策としての産兒調節の手段として構想され利用される場合は、明かに人口政策の一環である。また家族手當はフランスの如き國々では多分に出産促進の意圖をもつ人口政策的制度であるが、わが國では、その金額は僅少で、いわば形式的な生計

扶助制度の域を一步も出でず、加うるに既に人口問題審議會が政府に對し、かかる制度が出生促進的作用を及ぼさないよう留意すべしと勸告したほどで、趣旨も實際も何ら人口政策的色彩をもつていないのである。

かように論じて來れば、人口政策の意味は極めて明瞭になつたように見えるが、實はまだ大きな問題が残つてゐる。それは、人口政策をもつて人口問題を解決するための政策と規定した場合、そもそも人口問題とは何かがはつきり規定されていないということである。卒直に言つて、人口政策が人口問題解決のためのものだという認識は、必ずしも一般に缺けてゐるわけではない。終戦後の多くの委員會や審議會の設立趣意書には殆ど必ず「重大化した人口問題に對處するため」云々の言葉が見出される。ところがその發表する對策が、既に述べたように、極めて漫然雑多な項目の羅列に止まり、中心も限界も定かでないのは、要するに人口問題なるものの意味が確定されていないからである。かくて人口政策の本質を把握するためには、先ず人口問題の正しい意味づけから始めなければならぬ。

私は人口問題の文字は甚だしく誤用乃至亂用されていると思う。一般にはそれは人口と經濟との不均衡と考えられているようである。この言葉は間違ひではないが、不完全である。人口の單なる大小・増減は、それ自身では何の意味ももたない。單獨の數字が何の意味も持たないことは自明の理である。それは何らか他のものと比較されて初めて意味を獲得するのである。人口の場合には、比較されるべきものは經濟である。經濟と比較されて初めて人口の大小・増減が好ましいか好ましくないかが判定されるのであつて、従つて人口問題を人口と經濟との對比から導くことは正しい。問題は對比の方向である。

AとBとの不均衡は、Aに對するBの不均衡でもあり、またBに對するAのそれでもあつて、形式的にはどちらも同じである。故に人口と經濟との不均衡は、經濟に對する人口の不均衡とも言えるし、また人口に對する經濟の不均衡とも言える。しかしかような不均衡も、それが何れの側から起つたかで、問題の實質的内容はまるでちがつてくる。着物が身體に合わなくなつたといつても、洗つて縮んだ場合もあり、身體が成長した場合もある。前者なら縮まない布や洗い方で防げる

が、後者なら新調する外に手はなかる。人口と經濟との不均衡についても略々同じことが言える。例えば失業は明かにこの不均衡の一つの現れであるが、それが經濟側から起つたか人口側から起つたかで、その性質は全く異なる。景氣循環過程の不況期に起る失業は經濟のメカニズムの產物で、人口の過不足とは無關係に起りうるし、またメカニズムが正常に戻れば自ら消滅する。これに反してわが國農村の巨大な潜在失業の如きは土地や資源に對する人口の過大に基くもので、メカニズムの問題ではなくてストラクチャーのそれである。だから土地や資源が擴大されないなら、人口を縮小するのが均衡回復の唯一の基本的手段となるわけである。これら二つの失業はいずれも失業であることには違ひがなく、且つ實際にはそれらはオーバーラップして同時に起りうるから、ややもすれば混同されるが、性質の全く異なることは充分認識されなければならぬ。そしてそれが對策の所在を明確にする所以でもある。

かように考へて來ると、われわれは初めて人口問題の意味を知ることができよう。すなわちそれは、經濟と人口との不均衡一般からではなく、經濟に對する人口の不均衡から生ずる弊害、困難乃至は不利益の認識である。この不均衡をわれわれは過剰人口または過少人口と名づける。そして均衡した人口はいわゆる適度人口であるから、不均衡の程度すなわち人口の過剰度または過少度は、適度人口からの距離の大小によつて判定される譯である。もちろん適度人口の計測が不可能に近いことは認められなければならない。特に大きな困難は、この問題において人口に對比されるべき經濟は、決して固定したものでなく、人口と共に動揺するということである。人口が變化すれば經濟もまた變化する。しかもこれらの問題については私自身會て本誌でも論じたことがあるから敢えて繰返ささないが、必要なことは、人口の増加または減少のどちらが、一國の經濟的進歩により、有利かを推定することであつて、このことなら、たとえ數字的表現はできないとしても、その場合の人口問題が過剰人口のそれであるか、或いは過少人口のそれであるかは判る筈である。

そして私は以上のことから人口政策の意味を、「人口問題を解決することを目的として人口を増加または減少せしめよう

とする政府の措置」と規定したい。そして人口を左右するための單なる措置が必ずしも人口政策でないことは既に述べたが、同時に右の規定から、今日一般に人口政策の重要な一面と考えられている謂わゆる生産力増強策または人口収容力増加策なるものが、實は人口政策の範疇でないという結論が生れるのである。人口問題審議會はさきに家族計畫を人口政策的に推進すべき旨を建議したが、最近さらにはほ次の如き項目を決定した。

- 一、一日も早く正常な通商關係を回復し、戦後の實情に應じた貿易政策を確立すること。
- 一、産業政策に輸出産業優先とならんで雇用政策を中心とする考慮を強力に取入れること。
- 一、雇用の合理的擴大は農林、水産など原始産業部門が現在すでに勞働力過剩の状態にあるので、工業部門の擴大と、それにともなう運輸、交通などサービス産業部門の擴大によること。
- 一、中小企業は農業と合せて人口収容力のうえで大きな役目をもっているから、農業の近代的多角化、輸出産業を中心に中小企業の近代的再編成など人口収容力の健全化につとめること。
- 一、勞働力人口の合理的再編成を行い、勞働市場の壓迫を緩和、そのために特に社會保障制度の確立をはかること。
- 一、教育年限を延長し、かつ産業教育を強化できるような諸措置を講ずること。
- 一、科學技術の劃期的振興をはかること。
- 一、人口問題に關する世論の啓發と調査研究組織の強化擴充をはかること。

その何れもが異論の餘地なき緊急事であることは改めて言うまでもない。問題はこれらを人口政策と名づけてよいかどうかであり、それが否定的に答えられるべきことは私の既に述べたところから明かであろう。經濟力一般の増強は人口問題と無關係な普遍的要諦で、いわゆる經濟政策の普遍的課題である。では人口の過不足を特に考慮に入れた政策は人口政策となりうるかというに、私は依然として否定的に答えざるを得ない。それは依然として經濟政策の範疇である。けだし經濟政策と

は與えられた諸條件の上に經濟の可能な極大を實現する手段を求めることであつて、その場合の諸條件の中には人口そのものが既に織り込まれている筈だからである。人口が過剩ならば、または過少ならば、この事實の上に最も有利な經濟態勢を實現する方策を考えるのが經濟政策の課題であつて、このことは資本、土地、その他一切の要因についても言えることである。さればこそ經濟政策は時と處によつて異なるのであつて、所與の諸條件と遊離した一般的經濟政策なるものは現實には在り得ない。例えば企業合理化の有利さは、抽象的には容易に立證し得よう。しかし異常に豊富な勞働力の存在する場合、それが合理化によつて生ずるであろう雇用の縮小によつて相殺されはしないであろうか、乃至は相殺されてなお餘りがありはしないであろうか。これらの考慮なくして現實的な經濟政策のあり得ないことは、改めて説くまでもない。人口そのものを適當な水準にまで増加または減少することは、一般に長期の期間を俟たねばならないから、右に述べた意味の經濟政策はその緊急さにおいては本來の意味の人口政策を遙かに凌ぐであろう。私はその點を毫も疑うものではない。私の言いたいことは、それらを人口政策と考へてはならないということだけである。すなわちもし人口政策の樹立を目的とした審議會または委員會が設けられたとすれば、右に述べたような手段の討議に漫然目を費すべきではなからう。それらは例えば經濟五年計畫等において當然取扱われなければならない項目で、いわゆる經濟政策以外の何物でもない。この種の措置なら文字通り無數にありうるわけで、それらを人口政策と見て一々羅列しているところに概念の混亂を窺うことができるのである。

かように論じて來れば、人口政策の當然の對象は極めて限定さるべきことが判る。人口収容力に關する諸方策はその全部が、そして直接人口を左右するそれも可成りの部分は、人口政策の名稱に値しないのである。後者は既に述べたように死亡率率引下げや惡質遺傳防止のための諸方策を含む。そして最後に残るものは、出産と移住の促進または抑止だけとなる。但しそれらも人口の過不足への對策として考へられた場合に限るのであつて、例えば母體保護のための産兒調節とか、人種政策的な強制移住の如きは、人口政策の範疇ではない。

そこで私は最初に掲げたもう一つの問題、すなわち人口政策としての家族計畫の性格について一言したい。家族計畫それ自身は直接には人口政策と何の關連もない。それは健全な家庭生活を營むために産兒數や出産間隔を適當に調節すること、いわゆる家庭生活合理化の手段に過ぎない。夥多の産兒や頻々たる妊娠が肉體的・精神的・經濟的弊害を與えるといふことは、凡ゆる國凡ゆる時代に共通の事實で、人口の大小とも人口問題の有無とも全く無關係である。人口問題と無關係なら、既に述べた理由から、人口政策とも無關係なことは明かであろう。いわば一つの近代的生活の在り方で、このことはそれが文化の向上と平行して普及してゆく事實から窺えるのである。しかし家族計畫の手段たる産兒調節が出生率を低下せしめる傾向をもつことは自明の理である。家族計畫が人口政策と結びつくのは正にこの點においてであり、またこの點においてだけである。このことは人口政策が人口問題を解決するために人口を加減する措置だと判れば、自ら肯けよう。またこのことから、家族計畫が人口政策と結びつきうるのは過剰人口の下に限られることもまた明かであろう。スウェーデンの如き國で家族計畫が政策的に推進されていることは事實だが、その場合の目的は出生率抑止ではなくて、母體の保護、家計の健全化、または婦人の解放といった厚生の文化的なものである筈である。けだしそこには人口過剰の問題はないと思われるから。いわんやフランスの如く、出生率の引上げを意圖するところでは、家族計畫の手段たる産兒調節そのものが壓迫されて、従つて家族計畫は人口政策としてばかりでなく、他のいかなる意味の政策ともなり得る素地は極度に乏しいのである。

さてわが國では、冒頭に述べた通り、家族計畫は人口政策の一環として推進されるよう要望されている。典型的な人口重壓國として、この要望には充分の根據があるが、一般にややもすれば家族計畫の全内容をそのまま政府の力で推進することにあると考えられているようである。しかしそれが大きな誤解であることは、既に述べた人口政策の課題に照して明かである。家族計畫の普及によつて母體が保護されまた家庭生活が健全化されることは、國家としても望ましいこと勿論だが、少くとも人口政策の見地からは直接關係のないことである。すなわち家族計畫そのものと、人口政策としてのそれとは、極

めて性質の異なるもので、これを認識しない限り、強力な人口政策の確立は望むべくもない。

そこで問題はこの二つの家族計畫の在り方である。周知の通りわが國では終戦以來、産兒調節の手段が大幅に解放され、法の表面は別として、実際には受胎調節はもろん、人工妊娠中絶または斷種さえも、事實上は産兒調節の手段として殆ど自由化された。受胎調節については數字的にその普及度を言うことは困難だが、後の二者はそれらが年々増大し、最近是一年間に届出のあつたもののみでも中絶は百萬、斷種さえ三萬を超え、いわゆる闇を加えればその數倍に達するものと想像される。年間の自然増加を約百萬の線で抑えている最有力な要因がここに在ることは疑いの餘地がない。

ところが通念に従えば、家族計畫において許される唯一の手段は受胎調節のみである。従つてわが國の産兒調節は通念上の家族計畫とは甚だ異つた、乃至は全く別のものである。かくてもし政府がこの通念的な家族計畫を人口政策としてとり上げるなら、手段は受胎調節のみに限定し、中絶や斷種は排除されるべきである。しかしその場合は、人口政策の目的たる出生抑止の効果は甚だしく薄らぐことを覺悟しなければならぬ。

では中絶や斷種をも包含せしめてよいかどうか。包含せしめれば、それは通念上の家族計畫でないことは一言した。かような形態に對して異論の多いことは勿論である。しかし反對論の中に、家族計畫そのものと人口政策としてのその性格の相違を看過しているものが餘りにも多いようである。家族計畫はもともと歐米の産物で、そこには宗教的理由から産兒調節そのものが少からず批判されており、中絶や斷種は醫學的理由による以外は全く認められていない。合法的な方法は受胎調節だけで、それすら不自由なところが少くない。それらの國の家族計畫が中絶や斷種を排除しているのはけだし當然だが、より注目すべきは、そこにはわが國の如き人口政策を必要とする前提がないということである。たとえ現在は或る程度の過剰人口問題があるにしても、あの低い純再生産率を見れば、政府が産兒調節に冷淡で、むしろ逆に、産兒獎勵的制度的擴大に努めつつある理由も判るであろう。かような事情の下に成立した家族計畫が、そのままの形で強力な人口政策となり得な

いことは自明の理である。既に述べた通り、人口問題審議會その他は強力な人口政策の樹立を要望し、その一環として家族計画の推進を提案した。人口政策が出生抑止と移民の外に途がなく、しかも移民に殆ど期待をかけ得ない現状の下では、強力な人口政策とは結局は強力な産兒調節の普及と同義語に歸着するのである。そこで結論として次のように言えるであろう。

(一) 通念上の家族計画に固執すれば、人口政策的効果は著しい程度に減殺される。

(二) これに對處するためには、現在出生の抑止に異常な効果を及ぼしている妊娠中絶や斷種の如き變則手段をも家族計画の手段として認めるか、乃至は

(三) かような變則手段を必要としない程度に受胎調節を効果的たらしめるため、確實で安價で使用法の簡単な手段が提供されるか、の何れかをとる外はない。

中絶や斷種の變則性乃至危険性は倫理的醫學的に屢々指摘されているから、理想的な二者擇一の結果は安じて言うことができる。今回の國際家族計畫會議を通じて、受胎調節は必ずや大きな進歩を示すであろうし、また衷心それを希望しなければならぬ。唯だ私の憂えるのは、不用意に受胎調節以外の手段を排撃することによつて、人口政策を弱体化し、人口問題の解決を多少とも後退させはしないかということである。

なお私は人口對策として提案されている幾多の項目を人口政策の範疇から追放してしまつた。しかしそれはどこまでも概念規定の見地からで、これらの措置の必要さを痛感する點では何人にも劣らなかつた。また私が中絶や斷種を故意に奨励していると解釋されるとすれば、これまた本意の極みである。私自身、産兒調節は家族計畫の理念の上に行われるのが最も正しいと信じている。ただそれだけで簡単に割切れないところに、わが國人口問題の深刻さがあることを、改めて認識して然るべきである。

生産性の變化と所得分布

— アグレゲーション解決のために —

鈴木 諒 一

現代の理論經濟學の一重要課題は微視的經濟理論と巨視的經濟理論の綜合である。一九三〇年代以來巨視的動學理論は著しく進歩したが、國民所得、物價等のアグレゲートな概念を取扱うだけでは個々の經濟主體の behavior を明らかにすることができない。しかも過去における理論經濟學の遺産の多くは限界效用均等の法則を始めとして微視的經濟理論に關するものであるから、ここに兩者を綜合して完全な一つの理論體系を樹立しようとする試みが現われてくるわけである。これがいわゆるアグレゲーションの問題であるが、この問題に入るに當つてわれわれは一つの基本的態度を定めておく必要がある。それは微視的經濟理論の多くが靜態經濟理論であり、巨視的動學理論とはダイメンジョンを異にしている點である。このダイメンジョンの差をどのように調整するかが第一の問題であるが、理論經濟學の進歩のためには靜態理論の動學化を圖るべきで動態理論を靜態のダイメンジョンに引下すべきではない。それでは靜態理

生産性の變化と所得分布

論において最も缺けているものは何かと云えば、貨幣の作用だと云わざるを得ない。經濟發展を促すものが資本の作用である以上、投資と貯蓄の關係を中心とした理論が組立てられねばならぬ。それはウィクセルが暗示した中立均衡の如くその水準が變化しても投資と貯蓄のバランスが保たれていれば均衡が維持されていると考へべきである。ケインズの移動均衡概念の中にはこの思想をとり入れることができるであろうが、ロンドン・スクールの人々の靜學的一般均衡を基調とした理論は、單に投資貯蓄のバランスを問題としていただけでなく、その水準を一定とする理論構成を有している。生産及び雇用水準の變化して行くプロセスをそのままの形で捉えることはできない。これ等の理論の中にあるものは出發點となる均衡の構造と變動が終つた後の均衡の構造を比較する比較靜態論に過ぎず、變動の過程そのものを説明することはできない。かかる理論構成をとつて以上、豫想要素やタイム・ラグを導入しただけでは動學化が達成されたとはいふ難い。例えば限界生産力均等の法則に豫想要素を導入したとしても、それはある時點における企業